

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 令和4年9月22日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 20名
- 1番 鈴木 勝利
 - 2番 藤田 尚美
 - 3番 秋山 泉
 - 4番 甲斐 徳之助
 - 5番 伊藤 裕一
 - 6番 池辺 己実夫
 - 7番 諸橋 太一郎
 - 8番 市川 圭一
 - 9番 長田 麻美
 - 10番 山本 伸子
 - 11番 守屋 常雄
 - 12番 加川 裕美
 - 13番 北島 登
 - 14番 杉森 弘之
 - 15番 須藤 京子
 - 16番 黒木 のぶ子
 - 18番 柳井 哲也
 - 19番 石原 幸雄
 - 21番 遠藤 憲子
 - 22番 利根川 英雄
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治
副 市 長	滝 本 昌 司
教 育 長	染 谷 郁 夫
監 査 委 員	早 川 広 行
市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	吉 田 将 巳
総 務 部 長	飯 野 喜 行
市 民 部 長	小 川 茂 生
保健福祉部長	内 藤 雪 枝
環境経済部長	山 岡 孝
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	吉 田 茂 男
会 計 管 理 者	関 達 彦
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏 公 司
総務部次長兼 人 事 課 長	本 多 聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗 山 裕 一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯 島 希 美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡 辺 恭 子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大 徳 通 夫
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤 木 光 二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田 英 行
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和4年第3回牛久市議会定例会

議事日程第6号

令和4年9月22日（木）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2. 議案第31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第37号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 9. 議案第38号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10. 議案第39号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11. 議案第40号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12. 議案第41号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13. 議案第42号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14. 議案第45号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15. 認定第1号 令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16. 意見書案第 9号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について
- 日程第17. 意見書案第10号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について

- 日程第18. 意見書案第11号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について
- 日程第19. 意見書案第12号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について
- 日程第20. 請願第2号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書
- 日程第21. 請願第3号 生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願
- 日程第22. 決議案第4号 農業生産資材高騰対策の実施を求める決議について
- 日程第23. 環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24. 閉会中の事務調査の件
- 追加日程第1. 決議案第5号 令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議について
- 追加日程第2. 決議案第6号 生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議について

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

決議案第4号の1件が提出されましたので、サイドブックスへ掲載いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、日程第1、議案第30号ないし日程第14、議案第45号の14件、日程第15、認定第1号の1件、日程第16、意見書案第9号ないし日程第19意見書案第12号の4件、日程第20、請願第2号の1件及び日程第21、請願第3号の2件を一括議題といたします。

○

議案第30号 牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第31号 牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第35号 牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について

議案第36号 牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

議案第37号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第38号 令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

認定第1号 令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

意見書案第9号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について

意見書案第 10 号 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について

意見書案第 11 号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について

意見書案第 12 号 安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について

請願第 2 号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書

請願第 3 号 生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願

○杉森弘之 議長 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、藤田総務企画常任委員長。

令和 4 年 9 月 22 日

牛久市議会議長 殿

総務企画常任委員会

委員長 藤 田 尚 美

総務企画常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 30 号	牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決
議案第 31 号	牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	原 案 可 決

議案第 32 号	牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 33 号	牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 34 号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第 10 号	女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案第 12 号	安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について	原案可決
請願第 2 号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書	採 択

〔総務企画常任委員長藤田尚美議員登壇〕

○藤田尚美 総務企画常任委員長 総務企画常任委員会委員長審査報告。

令和 4 年 9 月 8 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 9 月 14 日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 30 号は、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものであります。

議案第 31 号は、牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担の限度額を引き上げるものであります。

議案第 32 号は、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、育児休業の取得回数制限及び非常勤職員の育児休業の取得要件等を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、育児休業の取得実績について質疑がなされ、市執行部からは、現在 5 人の女性職員が育児休業を取得しており、そのうち 3 人が常勤職員であり、2 人が会計年度任用職員であるとの答弁がありました。

また、委員からは、育児休業の取得期間中の所得補償について質疑がなされ、市執行部からは、育児休業中は無給であるが、標準報酬日額の100分の67が休業期間の180日まで、それ以降は100分の50が、常勤職員については市町村共済組合から、会計年度任用職員については雇用保険の財源から、それぞれ手当金として支払われるとの答弁がありました。

議案第33号は、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員等共済組合法の改正により、令和4年10月1日から現在協会けんぽに加入している会計年度任用職員が茨城県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入することとなるため、貯金事業や貸付事業について、報酬から控除できるように改正するものであります。

議案第34号は、牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正に伴い、個人の市民税に関して、住宅ローン控除の延長に対応するための所要の改正並びに引用条項及び文言の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、ローン控除の適用実績や控除の適用外となる事例について質疑がなされ、市執行部からは、令和4年度の適用の対象者数が1,893人であり、市民税から控除した金額が約7,900万円となっている。そのうち令和3年中に新たに入居した方が194人であり、控除額が約980万円となっている。控除の対象外となる事例としては、住宅の床面積が50平方メートル以上、控除を受ける年の所得が2,000万円以下などの要件を満たしていない場合はローン控除の適用外となるとの答弁がありました。

意見書案第10号は、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出についてであります。

本件は、女性デジタル人材育成は、女性の経済的自立に向けて、また女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要であることから、テレワーク可能な企業のあっせん、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成することや、テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備することなどを政府に対して求めるものです。

意見書案第12号は、安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出についてであります。

本件は、政府が元首相の国葬の経費を全額国費で支出して行うことは法的な根拠がないばかりでなく、国民への税負担の強制となるとともに、安倍元首相の功績をたたえたいという共感を求めることが国葬の目的となれば、思想信条の自由の侵害にもなり得ることから、安倍元首相の国葬を中止するよう求めるものです。

審査に当たり委員からは、国民の間で国葬の実施に対しては賛成や反対などの意見が多数出されている中で、意見書案の内容のとおり牛久市議会の意思として示すべきと考えるとの意見がありました。

請願第2号は、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書であります。

本件は、コロナ危機の下、多くの中小零細業者は、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではなく、これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながることから、消費税インボイス制度の実施を中止することを求める意見書を国へ提出することを求めるものです。

委員からは、インボイス制度の趣旨や目的というものをよく理解していないのではないかと捉えられる表現や、制度の目的や内容を履き違えているような表現がかいま見えるので、この請願については反対を表明するとの討論がありました。

一方で、個人事業者等のもともと厳しい環境で仕事をしている人たちにさらに負担をかけるようなインボイス制度は実施すべきではないと考え、本請願に賛成するとの討論もありました。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第30号ないし議案第34号は全会一致により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

意見書案第10号についても、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第12号は、可否同数により委員長裁決の結果、否決すべきものと決定いたしました。

請願第2号についても、可否同数により委員長裁決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、長田教育文化常任委員長。

令和4年9月22日

牛久市議会議長 殿

教育文化常任委員会

委員長 長 田 麻 美

教育文化常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
意見書案第9号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について	原案可決

〔教育文化常任委員長長田麻美議員登壇〕

○長田麻美 教育文化常任委員長 教育文化常任委員会委員長審査報告。

令和4年9月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月14日委員会を開催し、慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

意見書案第9号は、教職員定数善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出についてであります。

本件は、子供たちの豊かな学びを実現するため、地方教育行政の実情を十分認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担制度を堅持することを、国会及び政府に対し、強く要請するものであります。

委員からは、国の制度として義務教育費国庫負担制度は考えるべき大事な問題であり、中学校・高等学校の35人学級を早急に実施すること、という少子化の中において踏み込んだ内容や、学校の働き方改革として、教員の負担を軽減するために加配教員を増員していくことという内容について、国に対して要請するのは当然のことであるとの意見がありました。

また、教育は国の根幹であり、よい教育を施すためには加配教員の増員が必要であること、保護者にだけ負担を求めるのではなく、国に対しても応分の負担を求めて学校教育を充実されるようにすべきであるとの意見がありました。

以上1件であります。

付託されました案件について審査の結果、意見書案第9号について、賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、池辺環境建設常任委員長。

令和4年9月22日

牛久市議会議長 殿

環境建設常任委員会

委員長 池 辺 己実夫

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第35号	牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第36号	牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
意見書案第11号	地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について	原案可決
請願第3号	生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願	採 択

[環境建設常任委員長池辺己実夫議員登壇]

○池辺己実夫 環境建設常任委員長 環境建設常任委員会委員長審査報告。

令和4年9月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る9月15日に委員会を開催し、慎重な審査を

行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第35号は、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、市内に企業の立地を促進するため、市内に事業所等を新設する、または増設する者への奨励措置を講ずる条例の有効期限を5年間延長するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、直近5年間の実績について質疑がなされ、市執行部からは、奨励対象となった事業所は延べ5者であるとの答弁がありました。

議案第36号は、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、工場立地特例対象区域における緑地及び環境施設の面積の割合を定める条例の有効期限を5年間延長するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、本条例にある環境施設の定義について質疑がなされ、市執行部からは、環境施設には、緑地、噴水や池、グラウンドや広場、屋内運動施設、太陽光発電などの施設が含まれているとの答弁がありました。

意見書案第11号は、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、政府に対し、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入しやすい環境の整備と予算の拡充を強く求めるものであります。

審査に当たり委員からは、農地や農業を守ることについて、この内容では根本的な解決案になっていないと考えることから、本意見書案には賛同しかねるとの意見がありました。

請願第3号は、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願であります。

本件は、市議会が執行部に対し、牛久市にも迷惑防止条例の内容も含めた、生活環境の静穏と平穏を保全するための条例の制定を求める決議を可決するよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、現在困っている住民がおり、本請願にあるような条例があれば市としても対応しやすくなると思われることから、本請願は採択すべきであるとの意見がありました。

以上、4件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第35号、議案第36号、意見書案第11号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また請願第3号は、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

なお、空家対策等についてを調査事項として、本委員会の閉会中の継続調査とすることを全会一致により決し、議長宛て申出をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、黒木予算常任委員長。

令和4年9月22日

牛久市議会議長 殿

予算常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

予算常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第37号	令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第38号	令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第39号	令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第40号	令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第41号	令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第42号	令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）	原案可決

[予算常任委員長黒木のぶ子議員登壇]

○黒木のぶ子 予算常任委員長 予算常任委員会委員長審査報告。

令和4年9月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告

申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第37号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、議案第38号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第39号、令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第40号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第41号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、議案第42号、令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第45号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、以上7件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月16日に委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部所管について委員からは、バス事業者に対して支援を行うとのことであるが、具体的な支援先とそれぞれの支援金額について質疑がなされ、市執行部からは、支援先としては、牛久市内に発着地のある、いずれも関東鉄道株式会社が運営する3路線であり、支援金額は100万円ずつを3路線で合計300万円を予定しているとの答弁がありました。さらに委員からは、市内に営業所のあるタクシー事業者に対して、燃料費高騰等への支援として1台当たり5万円の支援を行うとのことであるが、今回のような支援は今後も検討しているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、今回は燃料費高騰に対して行う支援であり、来年度以降の支援については現在のところ考えていないとの答弁がありました。

また、委員からは、平成25年に訴訟が提起された損害賠償請求事件が本年5月31日に判決が確定したということだが、弁護士報酬額の計上がなぜ今回の9月補正の時期となったのかとの質疑がなされ、市執行部からは、弁護士の報酬算定に当たっては、牛久市が相手方から請求された金額に対してどれだけ負担を少なくしたか、いわゆる成功報酬から報酬額を決めていくことが旧日本弁護士連合会の報酬基準で定められている。牛久市が附帯上告したことにより裁判所の判断で上告審が開かれる可能性や、最高裁判所から高等裁判所へ差し戻されて審理をやり直す可能性もあり、また今回のように上告棄却という決定がなされるという3通りの想定があったため、裁判所の判断を待たないと弁護士報酬額については見込むことができないため、結審前の予算計上は困難と考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、県からの委託を受けて実施する学校部活動地域移行に向けたモデル事業について、様々な質疑がなされました。

まず、対象者や期間について質疑がなされ、市執行部からは、対象者は野球・サッカー・女子バレーボール部に所属している市内の生徒全員であり、活動の場所については、野球はひた

ち野うしく中学校、サッカーは牛久第一中学校のグラウンドで行うこと、期間については11月初旬から2月下旬または3月上旬までであるとの答弁がありました。次に、指導者の委託先はどこなのかとの質疑がなされ、市執行部からは、市内の民間のスポーツ団体を検討しているとの答弁がありました。また、民間のクラブチーム等とのすみ分けについて質疑がなされ、市執行部からは、学校の部活動としての教育活動の側面を持ったまま移行するので、民間のクラブチームとは一線を画すような活動になる。民間のクラブチームと同様の指導や成績を残すことを目標とするのではなく、経済的な負担により活動を諦めてしまうことがないように、一人でも多くの生徒たちに活動の場を提供することに着眼点を置いているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管の歳入歳出について委員からは、保育園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業における民間保育園給食費の食材費高騰分に対する補填の期間、高騰分の食材費算出根拠、給食を業務委託している保育園は補填の対象となるのか質疑がなされ、市執行部からは、民間保育園の給食費補助は令和4年度分になる。食材費の算出根拠は、消費者物価上昇分を年間で10パーセント上昇するとの予測を立て、公立の給食費の賄い費を基に1食当たり20円とし、保育園、幼稚園の人数分を掛けて計算している。給食を業務委託している園に対しても補助対象としているとの答弁がありました。

また委員からは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の国への返還金が大きくなった理由について質疑がなされ、市執行部からは、対象者の積算見込みで当初、住民税非課税世帯の中には税情報が把握できていなかった未申告者が含まれており、その部分を多めに見込んでいたことが、今回の返還額が大きくなったことにつながったと思われるとの答弁がありました。

次に、環境経済部、建設部等所管について委員からは、バイオマスタウン構想を運用する事業における電気料の増額に関して対象となる施設について質疑がなされ、市執行部からは、グリーンファームにあるペレット及びBDFの製造施設の電気料であるとの答弁がありました。

また、委員からは、国土強靱化計画に基づく市道の整備について、工事の実施箇所と工事区間の延長、さらに今後の工事予定について質疑がなされ、市執行部からは、対象となる路線は市道53号線の城中町地内の路線であり、全体で900メートルの整備計画となるうちの250メートルの整備を実施する予定である。残りは次年度以降に継続して工事を実施するとの答弁がありました。

付託されました案件につきまして審査の結果、いずれも全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 次に、遠藤決算特別委員長。

令和4年9月22日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 遠藤 憲子

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第1号	令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認定

〔決算特別委員長遠藤憲子議員登壇〕

○遠藤憲子 決算特別委員長 決算特別委員会委員長審査報告。

令和4年9月1日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、以上1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため去る9月1日、9日、12日、13日の4日間にわたり委員会を開催し、9日に牛久駅西口駅前広場改修工事、いばらき自慢、エスカード牛久ビル内専門店街の現地視察を行うとともに、9日、12日、13日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部等、市民部所管の歳入歳出について委員からは、監査委員の審査意見に「職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられる」とあるが、このような意見が付された背景について質疑がなされ、監査委員からは、職員の一人一人が全く危機感を持っていないということではないが、前例踏襲したような

支出が見られ、そのような支出について月例監査の中で何度も指摘しているにもかかわらず同じことが続いているため、このような審査意見の文言となったとの答弁がありました。市執行部からは、例年12月議会が終わった後に、各課において決算見込額を算出し、100万円以上の不用額については3月補正において減額補正しているが、不用額が多く残ったことなどにより実質収支比率が伸びた決算を見ると、決算見込みが甘かったと認識している。今後は職員一人一人が事業の執行状況や収入の状況など、自ら実施する事業を振り返り、執行率や不用額の状況を、厳しい目をもって把握し、それを当初予算や補正予算の要求に生かしてほしいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、ふるさと寄附の令和3年度におけるポータルサイトの利用状況、返礼品として人気上位の特産品、ポータルサイトによる利用料の差について質疑がなされ、市執行部からは、現在は7社のポータルサイトを利用しているが、令和3年度は6社であり、6つのポータルサイトによる合計が8,578件、1億1,777万9,000円となっている。人気上位の返礼品は、茨城県の共通返礼品である常陸牛が上位5位のうち4品目を占めており、茨城県の常陸牛の人気を裏づける結果となっている。サイトへの手数料はサイトにより異なるが、おおむね寄附額の5パーセントから12パーセントに消費税を加えた金額となっている。牛久市のふるさと寄附を取り扱うポータルサイトの数が多いほど寄附金額が増えるので、利用料の支払い額が増えていることを考慮しても牛久市にとってメリットがあると考えているとの答弁がありました。

また委員からは、令和3年度の年齢別職員の採用人数を見ると、将来的に中堅職員が不足してくると思われるが、令和3年度はどの年代の職員採用に重点を置いたのかとの質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度は20代の職員を中心に29人の職員を採用している。今すぐに30代の中堅職員数の不足を埋めるのは困難ではあるが、毎年の職員採用計画に基づいて採用を行い、年代別職員数の平準化を進めていきたいとの答弁がありました。

その他委員からは、集会所外構事業補助金の決算額が予算額の約半分の金額となった理由について質疑がなされ、市執行部からは、ねむの木台行政区とかわはら台行政区の外構工事に対する補助金として令和3年度に予算計上したが、かわはら台行政区集会所の新築工事後の外構工事はコロナ禍の影響により工事スケジュールに遅れが生じたため、翌年度に繰越しとなったことにより、低い予算執行率となったとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、派遣先の学校や部活動における部活動指導員の人数などについて質疑がなされ、市執行部からは、派遣されている部活動指導員は、下根中の男女バスケットボール部に各1人ずつである。各学校に対し指導員派遣の要望の有無を確認しているが人材がいない。人材を確保する方法として、部活動サポーターをお願いしていくこと

を検討しており、実際に令和4年度は牛久三中の柔道、おくの義務教育学校のソフトテニスに指導員として配置したとの答弁がありました。

また、委員からは牛久運動公園の調整池の整備について、3年かけて整備がなされていない状況から、今後どのように展開していくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、想定より広場の状況は思わしくなく、当初見込んでいた予算では劇的な回復は見込めないことから、今後について現時点では大がかりな工事を行う予定はなく、除草作業や土を入れるなどの維持管理をしていくことで利用できるように進めていきたい。牛久市スポーツ推進計画の策定の中で、隣接している芝生広場と一体的に使えるような方策をしっかりと考えて有効的に活用していきたいとの答弁がありました。

また、委員からは牛久シャトーについて市民への情報発信をどのように考えているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、令和3年度はワイン文化日本遺産協議会のウェブサイトが多言語化し、市内外へ情報発信を行った。学校との連携では、小中学校の総合的な学習の時間で、牛久シャトーや日本遺産等についての話をしたり、実際に牛久シャトーの見学を行い、学芸員が日本遺産とワイン文化140年史について説明を行ったりした。学びの中で日本遺産を知っていただき、牛久や牛久シャトーに愛着を持ってもらえるよう活動しているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、行旅病人を援護する事業の該当人数、住居確保給付金事業を実施する事業で給付された人数、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する事業の支給人数、自立支援金支給280万円と生活困窮者自立支援金74万円の違いについて質疑がなされ、市執行部からは、行旅病人を援護する事業の令和3年度実績は、死亡は6人で火葬から埋葬まで、令和2年度実績は2人で火葬から埋葬までを行っている。住居確保給付金事業を実施する事業の令和3年度実績は9世帯に給付金を支給し、令和2年度実績は24世帯に給付金を支給しており、15世帯の減となっている。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する事業の令和2年度の実績はなく、令和3年度は令和3年7月の臨時議会で補正予算を計上し、4世帯に対して支給した。自立支援金支給280万円は、社会福祉協議会への委託料であり、扶助費の生活困窮者自立支援金74万円は、令和3年度4世帯に対して給付した実績額であるとの答弁がありました。

また、委員からは、成年後見制度の利用を促進する事業の成年後見制度利用促進中核機関と成年後見サポートセンターの事業内容、成年後見人の内訳について質疑がなされ、市執行部からは、成年後見制度利用促進中核機関は、地域連携ネットワークの構築、広報、後見人支援、制度の利用促進等の役割を担っている。成年後見サポートセンターは、第1次相談所としての役割や日常生活自立支援事業についての相談、法人後見業務及び法人後見監督業務を担う役割

がある。成年後見人の内訳については、令和3年7月1日時点で水戸家庭裁判所から提供された資料によると、市内で成年後見制度利用者が83名、そのうち親族が後見人となっているのが43人、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士の合計で36人、法人が3人、市民後見人が1人となっているとの答弁がありました。

次に、環境経済部等、建設部所管について委員からは、スズメバチの駆除に係る委託料が当初予算額から流用により増加している理由について質疑がなされ、市執行部からは、駆除件数が前年度比で74件の増となったためであるとの答弁がありました。また、これに関連して委員からは、令和4年度に本事業は取りやめとなっているが、市民生活の安全確保及び駆除に係る費用の市民負担の増額等を踏まえ、何らかの対応が必要との意見が多くありました。

また、委員からは、井ノ岡町地内のストックヤードの整備内容について質疑がなされ、市執行部からは、令和2年度までかなりの発生土が搬入されており、今後さらに発生土の搬入を行うために搬入路の整備や、搬入済みの発生土の整理等を行うための整備を実施したものであるとの答弁がありました。さらに委員からは、未利用地売却における変形している残地の問題への対応について質疑があり、市執行部からは、令和3年度に払下げをした土地については、その土地を単独で利用するには狭かったり、形状の問題もあり難しい土地について、隣接地の土地所有者が一体で使用することで利活用が進められることから払下げをした経緯があり、今後も利用することが難しい未利用地については同様の方法を含めて検討していくとの答弁がありました。

次に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、国民健康保険特別会計から一般会計への繰出金、また国民健康保険特別会計の基金への積立金の考え方について質疑がなされ、市執行部からは、過去に一般会計から国民健康保険特別会計へは、毎年赤字繰り出しを行い、その累積が約21億円となっている。昨年9月までは、医療年金課と財政課の間では、国民健康保険事業特別会計で生じた余剰金は一般会計に支出するという考え方でした。しかしながら特別会計の独立性の原則に立てば、一般会計からの安易な赤字繰り出しは行うべきではないことから、国民健康保険事業特別会計で余剰金が生じた場合は、後年度活用する考え方に変わってきており、今後赤字繰り出しは行わない、また安易な増税をしないことを念頭に置いて、今後余剰金が生じた場合には、適宜財政課と相談しながら繰入金、積立金のバランスを考えた上で、額を決定していくとの答弁がありました。

介護保険事業特別会計について委員からは、要介護の認定を調査する事業における要介護度が進行した状況について質疑がなされ、市執行部からは、要介護の認定を調査する事業に関して、令和3年度中に新たに認定を受けた方は799人、同じく介護度が上がった方は924人である。改善に向けての取組等については、介護予防施策としてうしくかっぱ体操等が行わ

れているが、介護度の進行防止という点では、通所介護や訪問リハビリ、通所リハビリ等のサービスをケアマネジャーがプランに取り入れることで効果を生んでいるものもある。ただ介護が必要な病気の原因となっている種類によっては、現状維持さえも困難であり、病気の進行とともに介護度が上がってしまうものもあると思われるとの答弁がありました。

後期高齢者医療事業特別会計について委員からは、後期高齢者に健康診査を実施する事業で受診者数について質疑がなされ、市執行部からは、市の集団検診を受診された方は1,532人、個別の医療機関検診を受診された方は613人、合わせて2,145人が検診を受診されているとの答弁がありました。

青果市場事業特別会計について委員からは、令和3年度の事業内容について質疑がなされ、市執行部からは、コロナ禍を受けてとくとく市が開催できなかったことから、通常の市場業務のみとなったとの答弁がありました。

下水道事業会計について委員からは、事業所排水に関する監視体制の現状について質疑がなされ、市執行部からは、汚水の詰まりによる清掃を行った結果、油等の塊が確認された場合には、その上流部の事業所等に適宜立入調査を行い、必要に応じて適切な管理の指導を行っているとの答弁がありました。

討論において、令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対しては、適切な予算の計上や予算執行を行うため、職員一人一人がその職責を自覚し、危機感を共有しつつ財政規律の遵守等を求める趣旨の附帯決議案が委員より提出されました。

付託されました認定第1号について審査の結果、賛成多数により内容適切なものと認め、認定すべきものと決定いたしました。

また、令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案については、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○杉森弘之 議長 以上で委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○杉森弘之 議長 会議を再開いたします。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑で行います。

8番市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 それでは、決算特別委員会委員長に質疑をいたします。

1ページ目の、まず初めから、下段の下から7行目まで、答弁がありましたとありますが、この中で、その他の質問や答弁はあったのかお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 遠藤決算特別委員長。

○遠藤憲子 決算特別委員長 市川議員の質問にお答えしたいと思います。

初めにというところ、この内容については、決算審査に当たりまして、審査意見書を基に皆さんが質問をされたというふうに思います。それで、そのほかの内容については、いろいろと、それぞれ委員が特別に考えている質問項目がありましたが、ここには掲載されていなかったというふうに理解をしています。

○杉森弘之 議長 8番市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 ありがとうございます。

突然このような質問をした経緯は、やはり決算というのは、お金の使われ方が適切に行われたかということで、大事なことであります。その中で、もちろん議会というのはチェック機能ということで、正しく執行部としてお金が使われたのかということは、予算と決算と両方の委員会があるわけですから、これは議員として当然のことなんですが、その後、最後に附帯決議が出たということに対して、やはりいろいろな多分質疑がなされたと思うんですが、附帯決議についても質疑等々はあったのかどうか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 遠藤決算特別委員長。

○遠藤憲子 決算特別委員長 附帯決議につきましては、何も質問等ありませんでした。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、各委員長への質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。19番石原幸雄議員。

〔19番石原幸雄議員登壇〕

○19番 石原幸雄 議員 請願第2号及び意見書案第12号に対する反対討論を行います。

まず、請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書については、以下の3つの理由により反対であります。

第1に、請願の理由において、インボイス制度の導入により、これまで消費税の免税事業者であった者には大きな負担が生じる旨の主張をされていますが、免税事業者には、制度導入後の6年間は経過措置が講じられていることから、必ずしもその指摘は当てはまらないこと。

第2に、インボイス制度の導入の背景には、消費税に軽減税率が導入されたことにより、事

業者は2種類の税率から消費税を計算する必要上、経理処理が複雑になったという事情があること。そして、制度導入の目的は、事業者が納付すべき消費税額を正確に計算することを通じて納付に際しての不正やミスを防止することであるにもかかわらず、本請願書は免税事業者にとってのデメリットのみを強調するあまり、本末を転倒していると考えられること。

第3に、日本国憲法の規定にあるように、国民には納税の義務があり、インボイス制度の導入される消費税の納税についても、しっかりと納税の義務を履行すべきであること。

続きまして、意見書案第12号、安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書については、以下の4つの理由により反対であります。

まず第1に、今回の元首相の国葬の実施についての法的根拠が見当たらないとの主張であるが、既に国葬の実施が決定された現段階において、その中止を求めることは、死者に対してむちを打つ行為であり、かつ死者に対する冒瀆であること。

第2に、国葬の法的根拠は見当たらないと主張するのであれば、国葬の中止を求めるのではなく、国葬の基準等についての法的整備を求める意見書を提出するほうがより生産的かつ重要であること。

第3に、本意見書の提案理由そのものが、いたずらに国民感情をあおるマスコミの主張を代弁していること。

第4に、本意見書の内容は、極めて非常識かつ非礼であり、このような意見書を提出することは、議会の見識が疑われること。

以上の理由から、請願第2号及び意見書案第12号については反対であります。議員各位の良識に期待し、反対討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 意見書案第12号、安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出、請願第2号、消費税インボイス制度の実質中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書に対して討論を行います。

初めに、意見書案第12号、安倍元首相の国葬は、国の費用により国全体で弔意を示すものであり、国民の中でも評価が分かれる安倍政治に対して、賛美礼賛の価値を強いることとなります。法の下での平等、思想や良心の自由、信教の自由、表現の自由を侵害することとなります。よって、国葬中止を求める意見書に賛成します。

請願第2号、消費税は売上金額1,000万円を超える事業者が申告し、納税をしています。今までは売上金額の10%から、仕入れ等に含まれる10%の消費税を差し引いて、税務署に納める帳簿方式でした。ところが来年、2023年10月1日から導入されますインボイス制

度、適格請求書保存方式、これは税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、付与されました登録番号を記載した請求書、領収書を保存していなければ仕入れ税額の控除ができない仕組みであり、課税事業者であることが要件となります。このため、売上高が1,000万円以下の、全国では約500万人の免税業者が、課税事業者にならなければインボイスの発行ができないために、取引から排除されかねません。しかも、一度適格請求書発行事業者になってしまうと、売上高が1,000万円以下となった場合でも、消費税及び地方消費税の申告義務が生じてまいります。

牛久市でも、小規模の事業者、農業者、一人親方の請負、個人タクシー、フリーランス、シルバー人材センターで働く方々などが新たな対象となります。消費者にとっては、物価の値上げにつながります。また、身近な商店がなくなるおそれがあります。煩雑な事務処理や、課税業者では暮らしがしていけないと切実な声が届いております。

7月4日に日本漫画家協会が、現行のインボイス制度導入反対についての声明を発表しています。出版社等の発注元が仕入れ税額控除を行うためには、漫画家からインボイスを発行してもらう必要があり、インボイスを発行するためには、免税事業者の漫画家は課税事業者への変更を余儀なくされます。声明では、インボイスを発行できない場合、発注元と漫画家との関係悪化、もしくは最悪、免税事業者であることを理由に取引が中止される等のリスクが考えられます。インボイス発行に伴う事業者の事務処理負担が増加することも懸念され、いずれも漫画家の創作活動を阻害するおそれがあるとして、多くの漫画家に不利益を喚起しかねない、懸念事項が払拭されていない現行のインボイス制度には反対すると表明し、見直しを求めています。

このように、申し上げましたように、様々な業種の方から反対・中止を求める意見が出ております。牛久でも、小さな事業者に多大な負担を強いることや、地域経済への影響が懸念されるインボイス制度の実質中止を求める意見書提出の請願に賛成をいたします。

委員各位の御賛同を心からお願いいたし、賛成討論といたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。13番北島 登議員。

〔13番北島 登議員登壇〕

○13番 北島 登 議員 議案第35号、36号及び意見書案11号に対する反対討論を行います。

まず、議案第35号、36号に対する反対討論です。

議案第35号は、一定規模の工場、事務所などを新增設した企業に対し3年間固定資産税を軽減するもので、期限をさらに5年延長し、令和9年9月30日までとするものです。この条例は、大企業を優遇するものと言わざるを得ません。企業誘致の促進には、企業による事業用地の拡大や新たな設備投資などに対し、税の優遇措置を強調していますが、該当するのは大企

業のみで、市内の中小企業は該当しないなど、不公平です。

議案第36号は、工場の緑地基準が、特例により20%以上から5%以上に緩和されたもので、これをさらに5年延長し、令和10年3月31日までとするものです。これも、適用されるのは大企業の工場などです。

地球温暖化防止に向けた問題や自然環境の保護からも、緑地対策は重要と考えます。議案第35号、36号に対し、反対いたします。

次に、意見書案第11号、地方の農耕地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書案への反対討論です。

この意見書案では、担い手不足からの農地の荒廃、減少について述べていますが、その原因と解決の方向性については全く示していません。今日の農業と農山村の危機を生み出した最大の責任は、歴代自民党政権の農政です。食料は安い外国から買えばいいとして、アメリカや財界の言いなりに農産物自由化を受け入れ、価格保障や所得補償など農業保護を投げ捨ててきました。さらに、安倍政権になってからは、農協法、農地法、種子法など、戦後の家族農業を支えてきた諸制度を次々に壊してきたのです。その結果、食料自給率は37%にまで落ち込みました。こんな農業潰しの政策を変え、家族農業を中心とした持続可能な農業と農山村を再生し、食料自給率の向上に踏み出すべきです。

意見書では、半農半Xや民間企業の参入を推し進めるような内容になっています。民間企業の参入は、日本の農業を長く支えてきた家族農業を押し潰しかねません。ですから、民間企業の農業への参入には、これまで、そして現在も、様々な規制が制度としてあります。半農半X、最初私もこの半Xは何を意味するのか、単なる兼業農家のことを指すのかというふうに思っていました。そのことを提唱した提唱者によると、次のように言っています。「小さな農業で、食べる分だけの食を得て、本当に必要なものだけを満たす小さな暮らしをし、好きなこと、やりたいことをして、積極的に社会に関わっていくこと」というふうに言っています。言わば、この農業というよりも小さな家庭菜園、それに毛が生えたようなものよりもひどいのかというふうな感じがしました。そういうライフスタイル自体は否定しません。しかし、この意見書にある地方の農地の保全につながるとはとても思えません。日本の農業の困窮を解決するものにはならないでしょう。農業を基幹的生産部門に位置づけて、農業と農山村を再生することこそが必要なことです。

何より後継者の育成が必要です。2020年の農業の中心的な担い手は136万人、20年前よりも104万人減少しています。減少テンポは最近早まってきています。しかも、65歳以上が69.6%と、5年前よりも4.7ポイント増え、75歳以上が32%、40歳未満は4%にしかすぎません。耕作放棄地が広がり、農地の減少にも拍車がかかっています。このま

までは、我が国の農業が、その担い手と農地の両面から崩壊しかねない事態です。

しばらく前、こんな言葉が言われました。米を作って飯が食えないということを農民の人から聞いたことがあります。政府が米を市場任せにした95年以降、米価の下落傾向が続き、94年産の全国平均1俵当たり2万2,000円台であったのが、21年産では1万2,000円台まで低下しています。一方、1俵当たりの米生産経費は平均で1万5,000円を超え、米農家の大多数は赤字生産を強いられています。牛久市内でも、ある農家の人は、農業機械のローンを払うためにやっているといい、農業での赤字をほかの仕事で補填しているということをお話していました。こういう状況では、農業をしようと思う人、特に若い人は極めて少ないでしょう。若者が農業に希望が持てない現状にあります。価格保障、所得補償を再建、充実し、若者が安心して農業に励める土台を整えることこそが、後継者の育成に必要です。

農業は、食料生産だけにとどまらず、環境の維持保全にも大切な役割を果たしています。こうしたことを勘案し、積極的な支援策、農業予算の拡充こそ進めるべきです。

以上の点から、意見書案第11号に反対します。議員各位の御賛同をお願いし、反対討論いたします。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番加川裕美議員。

〔12番加川裕美議員登壇〕

○12番 加川裕美 議員 意見書案第9号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書案に、賛成の立場から討論いたします。

感染症発生から3年、もはやコロナ以前の生活は戻ってこないと言われていています。言わば新しい日常、新常态が今の私たちが置かれている現状です。そんな中、子供たちの姿が私たちの未来であり、希望である事実は変わりません。

新型コロナウイルスの感染症の拡大は、2020年には86%の教育機関を臨時休業に追い込みました。学校の臨時休業時に、子供たちの世話のために仕事ができず、家計破綻、特別な支援を要する子供を家で長期ケアすることの困難さ、日本語に不慣れな家庭があらゆる情報を得ようとするものの険しいハードル、顕在した諸課題に対して、私たちは、次に必ず訪れるであろう未来に対し、一つ一つ改善していくことが今望まれています。

加えて、学校の休業に伴い、家庭での教育格差で生じた著しい学力格差もあります。日本の学校教育は、全国統一の指導要領の下、高い評価を得て、今日までその地位を築いてきました。しかし、今回の危機では、たくさんのその欠点が浮き彫りとなりました。問題が生じてきました。今一番望まれるのは、今後への備えとして、公教育の一層の充実です。

そのような中、成立した改正義務教育法、教職員の定数を定め、小学校の学級編制を35人以下へと実現するものは、有識者による様々な意見書、保護者の署名、議会での意見書等々を

積み上げられ、ようやく成立したものです。ハンデを担う子供たちはもちろん、この3年に及ぶ、4年に及ぼうとするコロナの中で、増加する一方の不登校や不応児の灯台とも言えるものです。

一方で、高校生の35人以下学級は、早期の実現するべき課題となっています。成人年齢が18歳以上に引き下げられました。クレジットカード作成やローンなど様々な契約、こちらが可能となります。社会的責任を問われるようになった子供たちに、国の制度に子供の成長が追いつかない、教育現場からはそんな声が聞かれています。

そんな中で、県が独自に、中学校での少人数学級編制を始めた場所があります。10道県です。少人数学級の学びを中学、高校へとつなげるために、独自財政で動いています。きめ細やかな教育の実現と機会均等を図るためには、そして18歳での社会参加を可能とするためには、早期な少人数学級を中学、高校で実現することが必要です。また、多感な思春期にすばらしい先生に出会い、すばらしい教育を受ければ、教職に就くという将来のキャリア形成にもつながります。教員不足の課題解決にも貢献いたします。

この3年に及ぶマスク生活、3年に及ぶ子供たちへのブランク、本意見書は今こそ提出されるべきものであり、最も必要なものであると考えます。

以上の観点から、意見書案第9号に賛成の立場から討論いたします。議員各位の力強い後押しをお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。2番利根川英雄議員。

○2番 利根川英雄 議員 認定第1号、2021年度決算に対する反対討論。決算全般、財政運営についてであります。

御承知のように、地方自治体の財政運営は、単年度収支であります。決算審査の考え方は、使ったものは何を言ってもしょうがないだろうと言う人もおられますが、しかし私たちはしっかりと審査をし、市民要求実現のための、次年度の予算編成に生かすべきと考えております。

したがって、今回の決算書を見ますと、各事業それぞれの理由はあると思いますが、流用や不用額が多過ぎます。また、執行率も低いものがあります。各部・課で予算、決算を十分精査していないのではないかと思います。

実質収支額は前年度に比べて約7億6,000万円の増、約21億6,000万円にもなりました。さらに、基金へは、特別会計を合わせて24億円積み立てられました。これまで何度か指摘をしてきましたが、不用額の問題であります。款別に見ると、一般会計で約20億円、総括で見ると28億円もあります。四半期ごと、100万円以上の不用額は、年度途中でも減額補正をすべきと考えます。毎年厳しい予算運営の中で、なるべく早く減額補正ができれば、そのほかに回せることにもなるのではないのでしょうか。

これまでの財政担当者とお話合いで、その考え方もあると言っておられました。それらからすると、今回の決算は、各課の財政運営が安易にやられたのではないかと思います。

監査委員会意見書では、経常収支比率が6.6ポイント改善されたように書かれておりますが、私たちはそうは思えません。さらに、監査委員意見書では、予算編成に表れているように、財政担当は相当な危機感をもって財政運営に当たっているが、その危機意識が全庁的に浸透しているとは言い難く、職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられると指摘をしております。それらの観点に立って、決算委員会では質問をしてみました。

審査の中で、流用、不用額は、安易だと思われます。また、執行率の低いものもあります。この内容についての説明ではなく、考え方を聞きましたが、監査委員会の指摘が正しかったと感じざるを得ませんでした。前年度約22億円という黒字。これは異常と言わざるを得ません。例えば実質収支比率12.5%。通常3%から5%程度が適正と言われております。この実質収支比率が5%を超えるということは、自治体の計画性が問われているということ、そしてまた住民負担の軽減に使うべきだとの指摘もあります。

牛久市の財政運営で約40年間、10%を超えたのは、1984年に11%と一度だけあります。まさに、この実質収支比率を見ても、異常としか言いようがありません。年度途中に減額補正をして、さらに不用額を出す。増額補正をしても不用額を出す。その中で、執行率を上げようとするような操作をしているのではないかと言わざるを得ないわけであります。

財政運営は、執行率でその事業を、効果をはかれるものではありません。投資的効果、行政的効果をしっかりと見据えて判断するものと言えるのではないのでしょうか。

何度も言いますが、監査委員会意見書が言うように、予算編成に表れているように、財政担当は相当な危機感を持って財政運営に当たっているが、その危機意識が全庁的に浸透しているとは言い難く、職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられるとしてきた今回の決算を見る限り、その指摘したとおりだと思います。

監査委員は、このような厳しい意見は初めてと言っておりました。監査委員の審査意見書をよく読んで理解をし、今後の財政運営に臨んでほしいと思います。

各課の財政運営は、四半期ごとに見直しするのが基本ではないのでしょうか。それをするのが、担当職員ではなく、部長や課長だと思います。さらに、次年度の予算要求に当たっては、そのようなことはないと思いますが、今年度はこのようだったから来年度も同じという考え方も、すべきではないと思います。

次に、介護保険に対する特別会計であります。前年度の介護保険料、値上げをしたものであります。しかしながら、決算で約5億円、そして合計で約20億円の基金があります。基金

からある程度取り崩せば、値上げの必要もなかったのだというふうに判断をするものであります。

この決算委員会の中で、認定第1号に対する附帯決議が出されました。議案に反対する以上、反対すべきというふうに考えますが、私の委員会での質問内容とほぼ一致するものであり、この附帯決議は全会一致であるのが望ましいというふうに考え、賛成をいたしました。ぜひ、監査委員会からの意見書を参考にし、次年度の予算要求をしてほしいとお願いをいたしまして、認定第1号についての反対討論を終わります。委員各位の御賛同を心から訴えまして、反対討論といたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番黒木のぶ子議員。

○16番 黒木のぶ子 議員 請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書に対する賛成討論をいたします。

このインボイス制度に対しては、中小企業団体や税理士団体を含め、日本商工会議所などなど、実施中止を要望しているところです。

実施中止を要望するには、インボイス制度には様々な問題が指摘されており、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者に対し、この制度が導入されることで、仕入れ、物品購入、役務提供などは、仕入れ税額控除を受けることができなくなるため、買手側は消費税の納付において不利益を被るため、免税事業者との取引を行わなくなることが想定されます。牛久市の中におきましては、多くの小規模事業者が取引先を失いかねず、経営悪化や廃業に追い込まれる可能性があります。

このインボイス制度は、小規模事業者の経営悪化を招き、あらゆる経済的取引から締め出すような危険性をはらんだ制度であると言わざるを得ません。また、小規模事業者ばかりでなく、全ての事業者において経理の実務負担が増大し、財政システムをはじめ、販売や在庫管理システムなど、各種システム変更などに大変なコスト負担となります。こうした実務負荷の増加システム改修にかかるコストは、各企業が負担しなければならず、マイナンバー制度や消費税、軽減税率も同様で、今の国が進める各種制度は、民間に負担を一方的に押しつけ、詳細な仕組みは曖昧といった見切り発車的な制度が多くなり、国家権力の在り方として、極めて重大な問題として捉えているところです。

したがって、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願に対しまして、賛同いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、議案第30号ないし議案第45号の14件、認定第1号の1件、意見書案第9号ないし意見書案第12号の4件、請願第2号及び請願第3号の2件について順次採決いたします。

この採決は、採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。サイドボックスに表示された会議ボタンを押して、会議室に入室してください。会議室に入室後、採決ボタンを押し、議題一覧が表示されることを確認してください。

議題の一覧において、種別名、発議の表示は議員提出議案を意味しています。御承知おきください。

それでは、採決を始めます。

初めに、議案第30号、牛久市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 確定を宣言いたします。賛成全員、よって可決となりました。議案第30号でございます。

次に、議案第31号、牛久市議会議員及び市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第31号は可決とされました。

次に、議案第32号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第32号、牛久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については可決となりました。

次に、議案第33号、牛久市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、牛久市税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、牛久市企業誘致条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、牛久市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、令和4年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和4年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和4年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、令和4年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、令和4年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、令和4年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

21番遠藤憲子議員。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明してください。

○21番 遠藤憲子 議員 令和3年度の牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議を動議として出したいと思っております。

○杉森弘之 議長 ただいま21番遠藤憲子議員から、認定第1号令和3年度牛久市各会計歳入歳出決算認定に対する附帯決議の件について、動議が出されました。動議は、会議規則第16条の規定により、ほかに1名以上の賛成者がいなければなりません。

賛成者の起立を求めます。

[賛成者起立]

○杉森弘之 議長 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後0時18分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、21番遠藤憲子議員から、決議案第5号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第5号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、決議案第5号の1件を議題といたします。

○

追加日程第1 決議案第5号 令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。21番遠藤憲子議員。

〔21番遠藤憲子議員登壇〕

○21番 遠藤憲子 議員 決議案第5号、令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議案。

決算審査は、次年度の予算につなげるために、非常に重要なものである。本決算における監査委員の審査意見書には、その総括として、下記のような意見があった。

1、一般会計の不用額は、前年度と比べ約5,400万円（2.8%）増加、予算現額に対する執行率は89.4%と、前年度に比べ2.0ポイント減少となった。また、実質収支額は約21億5,700万円で、前年度と比べ約7億6,000万円（54.5%）の増加となり、基準財政規模に対する割合は12.5%となった。実質収支額は純剰余金であり、一般的には3%から5%が適正な範囲と言われている。依存財源である地方交付税等が昨年度に比べ約8億円増加し、当初の想定を上回ったことが要因と考えられるが、一方で、年度の途中で適宜こうした状況を把握し、新たな課題に対応した補正予算の編成、基金への積立て、地方債の繰上償還など、財源を有効活用できなかったとの見方もできる。この意見に関する質疑では、実質収支額の増加については、県内の他市町村においても実質収支比率が増加しており、コロナ禍でも必要な事業については執行できたと考えているが、一方で、当初予算計上及び決算見込みの甘さがあったことが要因の一端と考えているとの答弁もあった。

2、高齢化に伴う社会保障費等義務的経費の増加、公共施設の老朽化への対応など、将来的に新たな施策や事業に財源を配分することがますます困難になることが懸念される。財政担当は、相当な危機感を持って財政運営に当たっているが、その危機意識が全庁的に浸透しているとは言い難く、職員一人一人に対する危機意識や当事者意識の醸成が今後の課題として挙げられる。

この意見の背景を尋ねたところ、監査委員からは、職員の当事者意識の問題では、牛久市契約規則における不適切な事例もあり、一人一人が真剣に財政規律を考えているのかを疑問視するとの意見があった。これらのことから、議会として、市執行部に対し、下記のことについて、十分留意するよう求めるものである。

記

1、当初予算計上においては、前年度までの事業の評価を検証し、事業の掲げる行政サービ

スや目標値、所要経費を精査し、常に見直しを行うこと。

2、総合計画と予算、行政強化と決算は、P D C Aサイクルにおいてしっかりと連携させること。

3、執行率の低い事業においては、年度途中においても、課題設定や改善策を講じ、執行率の向上を図ること。

4、市税を預かり執行する職員一人一人がその職責を自覚し、将来的な危機感を共有しつつ、牛久市契約規則や牛久市事務決裁規程等を遵守すること。

以上を決議する。

牛久の市議会です。

○杉森弘之 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第5号についての質疑を許します。8番市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 それでは、質問をいたします。

先ほどの委員長、決算委員長の審査報告ともちょっとかぶってしまう内容なんですけど、この附帯決議の案の中の2番項の一番下のほうの行になりますが、職員の当事者意識の問題では、牛久市契約規則における不適切な事例もあり、一人一人が真剣に財政規律を考えているのかを疑問視する意見があったと、監査委員からあったというふうな文言がございます。

これに対しまして、決議を出す経緯と、毎月出されている審査報告の中で、これは毎年指摘されていることです。その例月の監査報告自体を議員としてどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

○杉森弘之 議長 21番遠藤憲子議員。

○21番 遠藤憲子 議員 それでは、市川議員の御質問にお答えしたいと思います。

ここに書かれております、監査委員からの意見にも記されておりました。そして、内容といたしましては、前例踏襲したようなお金の使い方、例えば随意契約で9万円のものを買う、それを5万円と4万円に、契約も要らない、何の審査も要らない、本当に真剣に考えているのか。月例監査でも何回も指摘をしているということが繰り返されている、このようなことから、ここに、監査委員のほうで発言があったというふうに記憶をしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、決議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第5号については、常任委員会付託を省略することにより決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番市川圭一議員。

○8番 市川圭一 議員 令和3年度牛久市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議に対して、賛成の立場で討論させていただきますが、次年度からは議会、議選という監査委員がなくなります。ということは自ら、議会がチェック機能を一つ失うということにもなります。その点を踏まえてこの決議案が出たと、私は理解しております。ですので、議員一人一人にその重大さを自覚していただき、真摯に今後も向き合っていいただきたいということで、賛成討論とさせていただきます。

○杉森弘之 議長 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で討論を終結いたします。

これより、決議案第5号の1件について採決いたします。

この採決は、起立採決によって行います。

決議案第5号、令和3年度牛久市歳入歳出決算に対する附帯決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、決議案第5号は可決されました。

次に、意見書案第9号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書の提出について、本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、意見書案第9号は、

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号、女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、意見書案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成多数であります。よって、意見書案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号、安倍元首相の国葬を中止するよう求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、意見書案第12号は、否決されました。

次に、請願第2号、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国に提出することを求める請願書、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成少数であります。よって、請願第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、請願第3号、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の可決を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[採決システムのボタンを押す]

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。賛成全員であります。よって、請願第3号は、採択と決定いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午後0時36分休憩

午後0時40分開議

○杉森弘之 議長 再開いたします。

ここで、本定例会で採択いたしました請願第3号につきまして、決議案が提出されておりますので、決議案第6号、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議の1件を日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第6号、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議についての1件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議についてを議題といたします。



追加日程第2 決議案第6号 生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。15番須藤京子議員。

〔15番須藤京子議員登壇〕

○15番 須藤京子 議員 本決議案は、市民の日常の中で困っている、地域の中で問題となっていることをどうにか解決したいという住民の熱意、それが請願となり、多くの議員の皆様のお賛同を得た結果ということで、紹介議員の一人としても、大変皆様の御決断に感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございます。

それでは、決議案の朗読をもって提案理由にさせていただきます。

決議案第6号、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議案。

近隣住宅地域において、ここ五、六年、夜間に大声での罵声、ドア開閉等の物を打撃することによる騒音、歩行を妨げての詰問、あるいは夜間のうろつきなど、静穏で平穏な生活環境を破壊する行為が度々発生しており、非常に困っております。さらに近年、近隣住民による迷惑行為から、傷害事件等の報道を聞くにつけ、不安でたまりませんとの声が寄せられている。

茨城県においては、生活環境の保全等に関する条例、迷惑行為防止条例などの規制があるが、

警察、市へ伺っての相談では対応できないとの返答で、困り果てておりますとの声が続く。牛久市においても生活安全条例があるが、防犯等の生活の安全を主目的とするものとなっている。

そこで、牛久市議会は、牛久市執行部に対し、牛久市にも迷惑防止条例の内容も含めた、生活環境の保全に関する条例を制定することを強く求めるものである。

以上決議する。よろしく願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第6号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、決議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第6号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第6号について採決をいたします。

この採決は、起立採決によって行います。

決議案第6号、生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○杉森弘之 議長 起立全員であります。よって、決議案第6号は可決されました。

次に、日程第22、決議案第4号の1件を議題といたします。



日程第22 決議案第4号 農業生産資材高騰対策の実施を求める決議について

○杉森弘之 議長 提案者に提案理由の説明を求めます。3番秋山 泉議員。

[3番秋山 泉議員登壇]

○3番 秋山 泉 議員 本文の朗読をもって提案理由といたします。

農業生産資材高騰対策の実施を求める決議案。

原油価格の高騰の物流費上昇などに伴う農業生産資材の高騰等により、生産コストは確実に上昇し、農業所得の減少は憂慮すべき状況である。

農業生産物の価格は、需給バランスにより市場決定される傾向にあり、コストの増加分を価格転嫁しにくい構造となっている。このような状況の継続は、農業経営に多大な影響を及ぼし、さらには農家の生産意欲の減退懸念など、極めて深刻な事態をもたらす。食料や資源の多くを海外に依存する我が国の食料安定供給リスクが顕在化する中、食料安定保障の強化に向けて、営農継続・経営安定のために、喫緊の課題である生産資源高騰への万全な対策が必要である。

ついては、農業者がこの危機を乗り越え、消費者に安全・安心な食料を安定的に供給できるよう、下記の事項の実施を求める。

記

1、地方再生臨時交付金を活用した支援策の上乗せを行うこと。国による肥料の肥料価格高騰対策支援事業が行われているが、他の資材等も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済的支援を上乗せすること。

以上、決議する。

議員各位の御賛同を賜りますことをお願い申し上げます。

○杉森弘之 議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第4号について質疑を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第4号の1件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○杉森弘之 議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 以上で、討論を終結いたします。

これより決議案第4号の1件について、採決いたします。

決議案第4号、農業生産資材高騰対策の実施を求める決議について、本案は原案のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔採決システムのボタンを押す〕

○杉森弘之 議長 採決を確定いたします。全員賛成であります。よって、決議案第4号は可決されました。

次に、日程第23、環境建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。



環境建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○杉森弘之 議長 本案は、環境建設常任委員長から、会議規則第111条の規定により、サイドブックに登載いたしましたとおり、閉会中において継続調査の申出がありました。

本案は、委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、日程第24、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○杉森弘之 議長 本件は、サイドブックに登載いたしましたとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。本件は各委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之 議長 御異議なしと認めます。よって、本案は各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査とすることに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって令和4年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉 森 弘 之

署名議員 加 川 裕 美

署名議員 北 島 登